

(3) 法律学教育FD/IT活用研究委員会

本委員会（委員長：吉野 一、明治学院大学）は、20年6月、7月、10月、21年2月の計4回開催した。学部における法学教育は、①法曹の専門職を目指して法科大学院に進学する学生のための基礎学力、②准法律専門職（パラリーガル）を目指す学生のための基礎学力、③一般社会での「総合職」として活躍するための基礎学力を担っている。これらの能力は基本的には共通すると考え、法曹として要求される高度な法的推論能力までは目指せないが、社会生活において必要とされる専門的な法律知識および法的推論の能力として検討を行い、基礎的な法知識、法的思考と表現的基礎力、法的に議論する力、法の背景・原理の理解力等の視点から最低限身につけるべき能力の検討を行い、「話を聞いてメモをとり、客観的論説文が書ける。法的判断に法源等根拠の呈示ができる。条文、判例、学説の関係を理解している。」の観点からインターネットで法学担当教員377名（サイバーFD研究者）に意見を求め34名から意見を伺うとともに、委員を通じて社会の意見も踏まえ見直した結果、以下の通り中間的にとりまとめた。

<法学教育における学士力>

1. 実定法の全体像を把握し、主要な実定法の原則・概念・ルール（判例・学説等を含む）の意味を具体例で説明できる。
2. 事例（基本的な問題）の概要を客観的に把握し、解決の根拠となる法を発見し、それを適用して、妥当な法的解決を見だし、その理由を説明できる。
3. 広い視野から、法の背景あるいは基礎を構成する原理に基づき、法を分析・評価できる。